

HRジョイントシステム

入札仕様書

地方独立行政法人
栃木県立がんセンター

1 購入物品名及び構成内訳

購入物品名は、HRジョイントシステムに係わる付属品等一式を含むもので、ハードウェア、ソフトウェア及び保守サービス並びにこれらに付随する役務提供一式である。具体的には以下の通りである。

HRジョイントシステム 一式

【内訳】

- 1 電子体温計 60本
- 2 皮膚赤外体温計 50個
- 3 電子血圧計 55台
- 4 パルスオキシメータ 55個
- 5 血糖測定器セット 25キット
- 6 電子血圧計腕帯 26セット
- 7 血糖・バイタルサイン電子カルテ連携アプリケーション
- 8 通信用NFCポート

以上、搬入・据付・配線・調整等に係わるすべての機器を含む。

【設置場所】

機器等は、栃木県立がんセンター新館地下1階ME室に設置する。

【テスト体制】

稼働させるために必要なテスト等の役務提供は、落札者が行うこととする。

【保守・維持体制】

保証及び保守体制等に関しては別紙1の要件を満たすこと。

【納入期限】

2025年12月31日

2 技術的要求要件の概要

- 1 本件調達物品に関わる性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は後記の項目で示すとおりである。
- 2 技術的要件は必要とする最低限の仕様を示しており、これを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 3 入札機器は、入札時点で製品化されていること。入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で薬機法に定められている製造等の承認を得ている物品であること。
- 4 機器等の搬入、据付工事(配線工事等を伴うものにあつては、当該工事等も含む。)
 - 4-1 指定した設置場所に設置できること。
 - 4-2 あらかじめ打ち合わせの上、設置予定を提出し予定期間内に完了すること。
 - 4-3 指定した場所で調達物品が正常に稼働し医療業務に使用できるよう必要な工事を実施すること。
 - 4-4 搬入、設置工事、調整、稼働テスト等の期間中、これらの作業に起因して病院運営業務に支障が出ないよう必要な措置を講ずること。
 - 4-5 調達物品の搬入・据付・配線・調整に係る経費は供給者の負担で行うこと。
- 5 技術的支援
 - 5-1 機器の使用に関する質問に対する回答・助言が行えること。
 - 5-2 問題発生時における原因調査及び解決が行えること。
 - 5-3 その他、機器を適切かつ効率的に使用するために、当センターが依頼する技術的質問に対する回答、助言が行えること。
- 6 教育・研修支援

当センターが依頼した場合に、機器を適切かつ効率的に使用するために、当センターの関連部門職員に対する教育、研修が行えること。

- 7 その他
日本語の取扱説明書を有すること。

3 性能等・技術的要件

3-1 電子体温計に関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-1-1 体温の測定は、サーミスタ式であること。
- 3-1-2 測定部位は腋下で、腋下専用であること。
- 3-1-3 体温の測定は、32.0℃～42.0℃の範囲で測定する機能を有すること。
- 3-1-4 予測検温の計測時間は平均約30秒以下であること。
- 3-1-5 時計機能を有すること。
- 3-1-6 測定した際に、測定値と測定日時を記憶する機能を有すること。
- 3-1-7 NFC通信の機能を有すること。
- 3-1-8 電子カルテ端末に接続した通信用NFCポートと測定値と測定日時を通信する機能を有していること。
- 3-1-9 電子カルテ端末の時刻を通信時に同期化する機能を有すること。

3-2 皮膚赤外体温計に関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-2-1 体温の測定は、額部の赤外線放射量から同部位の温度に変換し、腋窩温などの表面温度に換算して表示することができること。
- 3-2-2 測定部位は額部で額部専用であること。
- 3-2-3 体温の測定は、34.0℃～43.0℃の範囲で測定する機能を有すること。
- 3-2-4 検温の計測時間は1秒程度であること。
- 3-2-5 時計機能を有すること。
- 3-2-6 測定した際に、測定値と測定日時を記憶する機能を有すること。
- 3-2-7 NFC通信の機能を有すること。
- 3-2-8 電子カルテ端末に接続した通信用NFCポートと測定値と測定日時を通信する機能を有していること。
- 3-2-9 電子カルテ端末の時刻を通信時に同期化する機能を有すること。

3-3 電子血圧計に関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-3-1 収縮期血圧、拡張期血圧、脈拍数を測定する機能を有すること。
- 3-3-2 血圧値の測定は、20～299mmHgの範囲で測定する機能を有すること。
- 3-3-3 脈拍数の測定は、30～199回/分の範囲で測定する機能を有すること。
- 3-3-4 電池交換が可能であること。
- 3-3-5 時計機能を有すること。
- 3-3-6 測定した際に測定値と測定日時を記憶する機能を有すること。
- 3-3-7 NFC通信の機能を有すること。
- 3-3-8 電子カルテ端末に接続した通信用NFCポートと測定値と測定日時を通信する機能を有していること。
- 3-3-9 電子カルテ端末の時刻を通信時に同期化する機能を有すること。

3-4 パルスオキシメータに関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-4-1 血中酸素飽和度(SpO2)、脈拍数を測定し、表示する機能を有すること。
- 3-4-2 SpO2の測定は、0～100%の範囲で測定する機能を有すること。
- 3-4-3 脈拍数の測定は、30～240拍/分の範囲で測定する機能を有すること。
- 3-4-4 表示部はバックライト機能を有すること。
- 3-4-5 電池交換が可能であること。
- 3-4-6 時計機能を有すること。
- 3-4-7 測定した際に、測定値と測定日時を記憶する機能を有すること。

- 3-4-8 NFC通信の機能を有すること。
- 3-4-9 電子カルテ端末に接続した通信用NFCポートと測定値と測定日時を通信する機能を有していること。
- 3-4-10 電子カルテ端末の時刻を通信時に同期化する機能を有すること。

3-5 血糖測定器に関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-5-1 指先、耳朶などの末梢血により測定する機能を有すること。
- 3-5-2 病棟での測定及び、患者の自己測定ともに使用するものであり、添付文書にその旨が記載されていること。
- 3-5-3 血糖の測定は、20～600mg/dlの範囲で測定する機能を有すること。
- 3-5-4 マルトース、溶存酸素等の影響を受けない機能を有すること。
- 3-5-5 時計機能を有すること。
- 3-5-6 測定した際に、測定値と測定日時を記憶する機能を有すること。
- 3-5-7 NFC通信の機能を有すること。
- 3-5-8 電子カルテ端末に接続した通信用NFCポートと測定値と測定日時を通信する機能を有していること。
- 3-5-9 電子カルテ端末の時刻を通信時に同期化する機能を有すること。

3-6 電子血圧計腕帯に関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-6-1 SSサイズ腕帯、Sサイズ腕帯、Mサイズ腕帯、Lサイズ腕帯、LLサイズ腕帯の5サイズを取り揃えていること。
- 3-6-2 適応腕周囲長はSSサイズ腕帯(12-18cm) Sサイズ腕帯(16-24cm) Mサイズ腕帯(22-32cm) Lサイズ腕帯(31-45cm) LLサイズ腕帯(41-50cm) であること。
- 3-6-3 ナイロン製でエタノール、次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が可能であること。
- 3-6-4 オシロメトリック法ダブルカフ方式電子血圧計で使用可能なこと。

3-7 血糖・バイタルサイン電子カルテ連携アプリケーションに関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-7-1 使用中、使用予定の電子カルテシステムにアプリケーションを追加して運用する機能を有すること。
- 3-7-2 システム構築には、専用サーバの追加が必要ないこと。
- 3-7-3 当アプリケーションは電子カルテ端末より起動され、測定値取込み画面が開かれること。
- 3-7-4 取込み画面が開かれた状態で、電子カルテ端末に接続された通信用NFCポートに測定器がタッチされると、測定値と測定日時を取込む機能を有すること。
- 3-7-5 取り込まれた測定値と測定日時は、電子カルテ端末で行った認証に紐付けて管理する機能を有すること。
- 3-7-6 電子カルテ端末から時刻情報を個別の測定機器に送信し、同期化する機能を有すること。

3-8 通信用NFCポートに関し、以下の要件を満たすこと。

- 3-8-1 USBで電子カルテ端末と接続する機能を有すること。
- 3-8-2 非接触ICカードリーダー/ライターであること。

4 その他に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 4-1 調達物品が有効に機能するよう、当院が必要と認めた時には教育訓練をおこなうこと。
- 4-2 調達物品を医療業務に使用するにあたり官公庁等から許認可を受ける必要がある場合は、当センターが当該許認可申請を行うにあたり申請書作成等に協力すること。
- 4-3 取扱説明書を2部提出すること。
- 4-4 調達物品(ソフトウェアを含む。)ごとに「名称」「規格」「数量」「定価」「入札価格に対応する内訳金額」を記載した一覧表を提出すること。
- 4-5 本仕様書に記載のない事項については当センター職員と協議の上、実施すること。

以上